

【高知新聞社・RKC高知放送の名義使用申請の際の留意点】

[有料名義主催 / 主催 / 後援]の各申請

高知新聞社・RKC高知放送（以下新聞・放送）では、文化・学術・スポーツ等の振興と地域コミュニティの活性化に寄与することを目的に、県民や団体等が主催する各種行事での名義使用申請を受け付けています。名義申請をされるにあたり、下記の事項についてあらかじめご了解の上、手続きをお願いします。

<対象>

芸術、スポーツ、学術、教育、社会貢献、芸能など各分野の催し等で、原則として高知県内で実施されるものについて名義使用申請を受け付けています。県外で行われる催しの場合でも高知県民の幅広い参加が見込まれるもの、高知県と関係が深いと認められるものは、この限りではありません。

ただし、下記のいずれかに該当する場合は、許可できないことがあります。

- ① 公序良俗に反するもの、またはその恐れのあるもの
- ② 特定の政党、宗教団体等が政治活動、布教等を目的として実施するもの
- ③ 特定の団体・企業・個人等の宣伝・売名または商業活動が目的と認められるもの
- ④ 単一の学校・チーム等の行事で、参加者（出品者）等が当該組織のメンバーに限定したもの
- ⑤ 過去に後援した事業で、正当な理由なく承諾の際の条件を履行しなかったもの
- ⑥ その他名義使用することが不適当と思われるもの

<申請>

申請に際しては、以下のものを添付してください。

- ① 申請書（所定の書式に捺印したもの）+コピー4部
- ② 返信用封筒（84円切手を貼付の上、宛名を明記）
- ③ 収支予算書
- ④ 催しの内容や申請団体の活動状況を示す資料（チラシ等）
- ⑤ 承諾書（有料名義主催のみ）

※申請は、1カ月前までに行ってください。期日後の申請は基本的に受け付けません。

また、提出は持参または郵送に限ります。ファックスは受け付けません。

受付時間＝平日9時半～17時半（祝日・年末年始を除く）

※チラシ・ポスター等で事前告知する場合は、申請許可が下りてから進めてください。

<留意点>

1. 申請の可否は、その都度判断いたします。過去、許可した恒例の事業でも、実施状況によっては許可しない場合もあります。
2. 申請許可した場合は、ポスターやチラシ、プログラムなどの印刷物や会場内看板などに名義（2社申請の場合、「高知新聞社、RKC高知放送」）を明記してください。
3. 申請許可した事業でも、新聞紙上への記事掲載、放送での紹介を約束するものではありません（有料名義主催の場合の「社告/半5広告」「テレビ・ラジオCM」は除く）。申請許可とは連動しないことを、ご承知ください。また、新聞紙上やその他媒体などで紹介する場合には、申請書の事業名、会期、会場、入場料（参加料、出品料）などはそのまま表記します。申請書の誤記などによる誤った情報が掲載された場合は、すべての責任は申請者（団体）で負い、新聞・放送は一切関知いたしません。
4. 一旦、申請許可した事業でも、申請内容と異なる事実が判明した場合や、信義に反する行為があったと新聞・放送が判断した場合、申請許可を取り消す場合があります。
5. 経費に関する問題、開催中の事故など不測の事態が発生した場合、すべての責任は申請者（団体）で負い、新聞・放送は一切関知いたしません。
6. 申請者（団体）が、個人情報（参加者名簿、会員名簿など）を取得、利用する場合は法令を順守し、故意・過失により個人情報が漏えいすることがないように十分な管理を徹底してください。万一漏えいなどの事故が発生した場合は、その責任は申請者（団体）がすべて負い、新聞・放送は一切関知いたしません。